

今春闘の経験を総括

09春闘中間総括会議から



国労仙台

No. 2550
2009年5月28日
発行責任者 橋本 昭二
編集責任者 武田 昌仙



5月10日、地方本部は各支部・分会の代表者を招集し、09春闘総括会議をこくろう会館において開催。集会では、今春闘を様々な角度から検証し、また各支部や分会の取組みを報告し合い、学び合いながら今後の取組みの意思統一を全体で確認した。

集会は中島執行副委員長の挨拶で開会し、主催者を代表して橋本委員長は以下の挨拶を述べた。

09春闘について

◆昨年の定期大会で決定された方針に基づき、1月10日の活動家交流集会では09春闘に向けた意思統一を行い、職場地域から具体的な闘いを展開してきた。

◆世界的な大不況の中で闘われた春闘だったが、賃上げ以前に定昇を遅らせるなど、経営側の厳しさを体感した。

◆我々は、こうした時期だからこそ企業は雇用を守り、賃金引上げにより内需を拡大すべきであるし、組合側も堂々と賃上げを要求し闘うべきであると訴えてきた。そして自らの課題で今春闘の具体的な取り組みを実践してもらった。

組織の強化・拡大について

◆昨年の大会以降、地本で3名の拡大があった。新規採用者獲得の取り組みも創意工夫を行ってきた。

◆福島で初めて新採を国労加入させることが出来たが、数日で脱退となった。教訓化し、また遠慮なく実践することが求められている。

差別是正について

◆一括和解以降、試験や異動の問題など徐々に改善が図られてきている。貨物では和解後の議論により、滝田氏が仙台に異動となった。

5・12	第8回地方執行委員会	5・28 (AM)	団交（エルダー制度運用について・申22号）
5・14	第12回東日本野球大会	5・28 (PM)	団交（総合車両センター業務改善・申24号）
5・16	第4回婦人部常任委員会	5・28	支社経営協議会
5・22	団交（米沢一建マルタイ事故と事情聴取のあり方・申23号）		

結頭張ろうで終了した。
今後の日程など
5月31・6月1日
福祉問題学習会と慰労会
6月2・3日
本部会計監査（財政）
6月4日
本部会計監査（会館）
6月12日
第9回地本執行委員会

◆私たち一人ひとりの生存権・生活権・労働権を守り、国労が抱える課題の改善に向けて、予想されている解散・総選挙において憲法を守る革新勢力の前進を目指し、各級機関にそれぞれ意思統一をお願いする。

集会では東日本本部伊藤委員長より情勢報告（左記参照）を受け、その後地本大沼書記長から「2009年春闘総括と今後の取組みについて」提起が行われた。また各支部からそれぞれ報告を受けたあと全体討論が展開された。

（※報告や質疑・討論は編集の都合上、次号の掲載となります。ご了承ください）
最後に大沼書記長より全体の集約（まとめ）があり、参加者全員で確認をし、後藤副委員長の閉会挨拶と橋本委員長の団交。

伊藤執行委員長

1、09年春闘の経過

① 一万円のベア・第二基本給の廃止・グリーンスタッフの正社員化など7項目の具体的な要求を掲げ、申15号として、会社

2、今後の課題

背景には浦和事件の判決時期が影響しているのではないかと推測される。

① JR貨物の「JRカード」が3月15日に廃止となった。JR貨物労組をも無視して一方的に強行してきた。福利厚生の一環であり、回復を求めて支援協力を。

② 組織拡大。長野で新規採用者の1名の拡大があり、東京の貨物でも1名の拡大。一括和解以降50名の拡大となった。今回の取り組みでは、東京でも分会の取り組みにアンバランスが生じたとの報告を受けている。率直に反省・総括をし本音で掘り下げた議論を。

③ あっせん申請。不公平感を払拭してきた。中労委のあっせんに対し、会社側は一旦応諾した。しかし会社側代理人の「法の趣旨にそぐわないから乗れない」との発言があ

り、中労委公益委員の「打ち切りになる」との見解に対し「それで構わない」とのやり取りがあった。結果として、会社は国労との協議を続けていくことを表明。

和解以降、2年間の空白を経て組合が行った（全分会）アンケートでは67%の現場で不公平感があるとの指摘が。あっせん申請における会社との継続的な話し合いと合わせて、差別的な具体的事実について調査し機関に集中することが求められる。現場での発言などしっかりとメモを取る取り組みも大切。

④ 1047名採用差別事件。3・25鉄建公団訴訟判決は不当判決。地位確認を排除し救済対象者を削減。しかし時効論を排除し金額の上乗せ、不当労働行為を明確にしたなど評価の部分も。一審を上回ったのかといえは意見が分かれる。ただ判決を受け「四者・四団体」は引き続き政治解決を求めることで一致している。政治解決の窓口である民主党議員4名に加え、与党という立場で公明党からも議論に加わることを表明し、自民党も1047名問題に関する窓口を設置した。引き続き本部を中心として、政党への働きかけを強めることが望まれる。

JR社宅などでアスベスト

国労みやぎより抜粋

新庄・古川・南小泉・森合社宅 4箇所5棟でアスベスト検出

重大性を認識し 誠意ある対応を

今年三月、前記社宅の居住者に総務部（勤務）・設備部両課長名で文書が郵送された。アスベストが検出された事、今の状態が飛散することはない事、除去等の必要な処置

をする事を周知しただけの文書で、使用場所等明記することなく「突付いたり、傷を付けたりするな」という、極めて無責任な内容である。「詳しく知りたければ居住者側から電話をかける」という姿勢を見ても、説明義務を果たしているとは言えない。

アスベスト問題は、平成十七年七月以降社会問題となり、JRにおいても「国交省におけるアスベスト問題への対応」を受けて、「健康被害等の状況に関する調査」を行い、その結果に基づいて対策を取って来た。しかし、なぜ今アスベスト検出なのか？ 当時は、国内では使用されていない前提で、調査対象にされなかった「アクチノライト、アンソフイライト及びトレモライト」の三種の石綿が検出されたため、平成二十年二月六日、厚労省から「使用の有無の分析調査の徹底等について」の通達が出された。今回の検出は、それを受けての再分析調査の結果、判明したという事である。

居住者は守られない

アスベストの種類として認識していないが、使用されていないとの情報だけで調査対象から外してお粗末と言う他ない。さらには輪をかけてお粗末なのは、これだけの対策を立てながら大きな罰則がないということである。通達により調査をしアスベストが検出されても、即、除去させる法律がないのである。アスベストを扱う作業に従事する労働者やその周辺で働く労働者は、労働安全衛生法で健康診断や作業上の安全が守られているが、居住者を守る法律はなく、唯一、罰則を求められるのは、アスベストに曝露してからの建築基準法違反での損害賠償請求のみであり、それでは手遅である。

何を根拠に安全か

会社側の文書によると、今の状態（固まっている状態）で飛散する事はなく安心であり、処置するまでの間、突付いたり、傷つけたりしないよう（場所を明記せずに）協力をお願いするとある。

会社は責任を果たせ

JR東日本は、信濃川不正取水事件の反省の下、会社・グループを挙げて「コンプライアンス・アクションプラン」を取り組んでいる。法令（罰則）がないに等しいこの問題を真剣に取り組んでいるとは思えないが、社会的モラルという問題がある。居住者に対して謝罪した上で使用場所を明確にし、この間の飛散の形跡や可能性はなかったのか説明を行い、除去等早急な処置と家族を含めた健康診断を行うべきである。当然、過去の居住者にも情報を伝え同じ扱いをすると同時に、すでに取り壊している社宅の情報公開も求めて行かなければならない。潜伏期間四〇年と言われるこの問題を考えると、アスベストの中で生活していたという事実を明確にしておく事が非常に重要である。

【国労みやぎ №408 2009・5・15より】

貨物滝田さん戻る 「年八ヶ月振り」青森から仙台へ

2007年8月、和解協議の最中に、郡山から500キロ離れた青森へ不当配転された貨物福島分会の滝田氏が、自宅から通勤可能な仙台へ異動になった。この間、組合側の取り組みとして、当該分会である貨物福島分会と配転先の貨物青森分会が様々な機会を捉え、職

福島駅でまた異動

昨年十二月に続き

5月8日、福島地区分会書記長の古川俊次氏に対し、福島駅から白石蔵王駅（白石駅在勤）へ異動の事前通知が出され、5月19日発令された。

古川氏は会社に対し苦情を申告、5月15日仙台支社において簡易苦情処理会議が開催されたが、本人及び組合の主張は認められず、平行線のまま終了した。

古川氏は千葉への地域間異動を経て、協力会社へ3年間の出向、福島駅の営業を2年半担当し、そして今回の異動発令を受けるなど短期間での配転が続いていた。

最近の福島駅の異動状況は、昨年12月「活性化異動」として5名の異動

があり、内3名が国労組合員であり、3名全員が希望しない勤務地への配転であった。

退職のお知らせ

4月30日
大和田正勝さん
仙台駅連合分会

田中 長一さん
小牛田運輸区分会

荒木博明さん
仙台保線区分会

佐藤家輝さん
エルダー

若松地区分会（駅）
エルダー

長田 勉さん
仙総運輸分会

長い間お疲れ様でした